



第二次
さくら市
生涯学習推進計画

基本構想

前提 を踏まえ(第1章)、

実績 を踏まえ(第2章)、

理論 を踏まえて(第3章 第1節)、

理念 を創造する(第3章 第2節)。

第1章 計画策定にあたって

第1節 生涯学習についての行政計画化の前提

1 計画策定にあたっての基本認識

21世紀は、社会変化がますます激しくなるとともに、将来的な先行きも予測しづらく見えにくくなっています。このような時代には、こうした変化に主体的に対応するという意味において、ますます生涯学習が重要になっています。そこで、さくら市では、あらゆる世代の市民が生涯学習に取り組み、潤いある生活と豊かな心で暮らせ、だれもが誇りをもって暮らせる「まち」の創造を目指し、「さくら市生涯学習推進計画～ゆめ さくら 学びプラン～」（平成19年4月～平成29年3月）を実施してきました。

この間ずっと、さくら市民の生涯学習推進施策への満足度が高かったことが、調査より明らかになりました。また、さくら市民の思いとして、生涯学習を個々の市民の個別の実践に任せきってしまえば十分だとみなすのではなく、行政が責任を持って生涯学習を振興するという発想に立って条件整備することが重要だという意見が多いことも判明しました。

こうした状況を鑑み、「さくら市生涯学習推進計画～ゆめ さくら 学びプラン～」の期間満了に伴い、「第二次さくら市生涯学習推進計画」を策定します。その際、「基本構想」を構築し直した上で、改めて「基本計画」を策定するという手順を取るものとします。

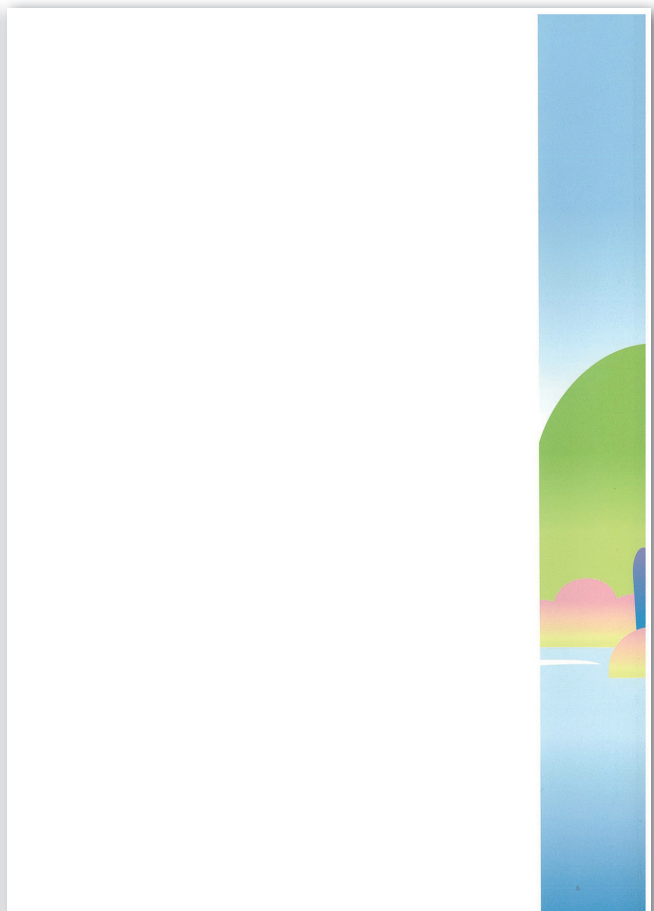
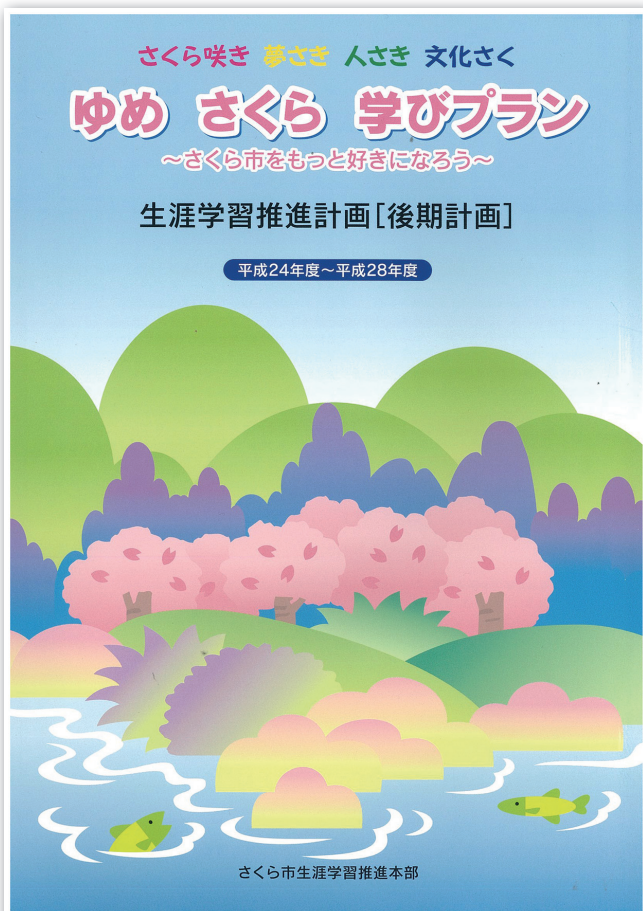
なお、平成19（2007）年4月から平成29（2017）年3月までを計画期間として設定した「さくら市生涯学習推進計画～ゆめ さくら 学びプラン～」については、「第一次さくら市生涯学習推進計画」と呼称します。この計画は、「前期計画」（平成19年4月～平成24年3月）と「後期計画」（平成24年4月～平成29年3月）とで成り立っており、後期計画については独立した冊子として発行していません。さらに、前期計画と後期計画の各々について、ダイジェスト版も発行しています。



ゆめ！さくら博



前期計画〔表紙・裏表紙〕



後期計画〔表紙・裏表紙〕

さくら咲き 夢さき 人さき 文化さく

ゆめ さくら 学びプラン

さくら市生涯学習推進計画(基本構想・基本計画)

多岐な学びの場

保存版
(2019年4月～2022年3月)

この家に生まれ、この学校で学び、この地域で生活をし、この時代に生きて本当によかったと実感してみませんか

さくら市生涯学習推進本部

人から家庭 そしてまちへ

生涯学習は人づくり

一人ひとりが楽しく生活がいのある生活を。

一人ひとりが楽しく生活がいのある生活を。その家庭も幸せとなる。

その人その人の夢がまとった「まち」は「生きがいもち、住んでよかった」と感じる「まち」になる。

さくら市生涯学習推進計画(基本構想・基本計画) タイムリスト編

毎月第3日曜日 家庭の日

時間 10時～12時 学びプラン

場所 さくら市生涯学習推進本部(生涯学習センター)

〒997-8502 秋田県さくら市中央1-1 TEL: 098-656-5621 FAX: 098-656-6399

協働ってなに?

「協働」とは、協力して働くという意味です。さくら市まちづくりを行うには、積極的・主体的に協力する方が必要になってきています。ゆめ、夢さき、人さき、文化さくに参加するきっかけとして、生涯学習は重要です。ぜひ、協働に参画して学びに参画ください。

現在、行われている市民主体の事業、市民と行政の協働事業の一部を紹介

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

ゆめ | さくら博

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

夢さき | 花開き講座

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

人さき | 自然に楽しむ会

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

文化さく | 親子夜校講座(家庭教育支援講座)

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

市民が主体となって公民協働へ参画して課題を解決

これから取り組んでいく市民主体の事業、市民と行政の協働事業の一部を紹介

ゆめ | さくら博の拡充

夢さき | まえまの学びの拡充(高齢者学習)

歴史・文化・自然ボランティアの育成

地域安心安全博の育成

市民が提案する講座

地域の居場所づくり

これから取り組んでいく市民主体の事業、市民と行政の協働事業の一部を紹介

生涯学習によるまちづくりって何?

生涯学習によるまちづくりとは、市民が主体となってまちづくりを行うことです。市民が主体となってまちづくりを行うことは、まちづくりの重要な要素です。

① 地域づくり

② 文化・芸術

③ 自然環境

④ 生涯学習

⑤ 社会福祉

⑥ 防災・安全

⑦ 健康・スポーツ

⑧ 国際交流

⑨ 環境・資源

⑩ 子育て・高齢者

⑪ その他

さくら咲き 学びの「まち」は人づくり

ゆめ | 文化・芸術を学ぶ人づくり

夢さき | 自然環境を学ぶ人づくり

人さき | 地域づくりを学ぶ人づくり

文化さく | 生涯学習を学ぶ人づくり

ゆめ | 文化・芸術を学ぶ人づくり

夢さき | 自然環境を学ぶ人づくり

人さき | 地域づくりを学ぶ人づくり

文化さく | 生涯学習を学ぶ人づくり

夢がさく かきねを越える「まち」づくり

夢がさく かきねを越える「まち」づくりとは、市民が主体となってまちづくりを行うことです。市民が主体となってまちづくりを行うことは、まちづくりの重要な要素です。

ゆめ | 文化・芸術を学ぶ人づくり

夢さき | 自然環境を学ぶ人づくり

人さき | 地域づくりを学ぶ人づくり

文化さく | 生涯学習を学ぶ人づくり

文化さく「まち」全体がミュージアム

文化さく「まち」全体がミュージアムとは、市民が主体となってまちづくりを行うことです。市民が主体となってまちづくりを行うことは、まちづくりの重要な要素です。

ゆめ | 文化・芸術を学ぶ人づくり

夢さき | 自然環境を学ぶ人づくり

人さき | 地域づくりを学ぶ人づくり

文化さく | 生涯学習を学ぶ人づくり



キーワードは協働…

【協働】とは、協力して働くという意味です。社会全体の経済不安が深刻化する中、さくら市は、他の多くの自治体と同様に、財政的・人的に厳しい状況におかれています。そこで、市民みなさんの力が重要になります。今後、市民みなさんがまちづくりに参加するきっかけとして生涯学習は重要です。ぜひ、自分にあつた学びにご参加ください。

市民協働によるまちづくり

市民と行政の協働事業の一部を紹介

さくら咲き 夢さき 人さき 文化さく
～さくら市をもっと好きになろう～

さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕概要版
発行元 さくら市生涯学習推進計画課
〒270-0288 466-21
Tel.028-686-4662
e-mail: sa-ogaku@city.sakura.jp

生涯学習推進計画〔後期計画〕の概要

さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕は、さくら市第1次長期計画後期基本計画の部門別計画です。この計画は、市民と行政が一体となり力を合わせて、知識を出し合い学びを分かち合いながら、生涯学習によるまちづくりに取り組む姿勢を大切にし、市民と行政が協働して取り組む姿勢を大切にしています。

この計画の目的は、市民一人ひとりが、人生の各時期に学習活動を盛んに行い、学習の成果を生かして、「この家に生まれ、この学校に学び、この地域で生活し、この時代に生きて本当によかった」と実感できる「人生」と「家庭」と「地域社会」を実現することにあります。

計画期間

平成19年度	平成23年度～平成24年度	平成28年度
生涯学習推進計画 前期計画	生涯学習推進計画 後期計画	
平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	

基本理念と基本目標

市民一人ひとりが行政と協働し、仲間とともに自発的な学習活動を盛んに行い、その成果を生かして自分のまちづくりと家庭や地域などの社会形成としての役割を果たすことができるよう、生涯学習によるまちづくりをすすめます。

基本目標

生涯の各時期における自発的な学習活動をすすめます

基本目標

学習の成果を生かした充実した人生と活力にあふれた地域社会づくりを目指します

基本目標

生涯学習の支援体制と学習環境を整備・充実します

施策の体系

【基本理念】 【基本目標】 【主要課題】

生涯の各時期における自発的な学習活動をすすめます

- 人間として生きるための基礎・基本を体得するために【家庭教育の推進】
- 生涯にわたる学習活動の基礎・基本を身につけるために【学校教育の推進】
- 自発的な学習活動を通して生活の質の向上を図るために【社会教育の推進】
- スポーツに親しみ健全な心と身体をつつめるために【生涯スポーツ推進もつくり活動の推進】
- 優れた市民文化を継承・発展させるために【市民文化の促進】

学習の成果を生かした人生と活力にあふれた地域社会づくりを目指します

- 自分らしい人生をよりよく生きるために【生涯学習グループ・サークル活動の促進】
- 市民一人ひとりが、地域社会に貢献するために【生涯学習によるまちづくりの促進】
- すべての市民が安全で快適な生活を送るために【安全・快適な地域活動の推進】
- 次世代を担う青少年の健全育成のために【青少年の健全育成への支援】
- 優れた人材を育成し活動の場を提供するために【地域の人材育成・養成事業の充実】

生涯学習の支援体制と学習環境を整備・充実します

- 生涯学習を総合的に支援する体制の整備・充実のために【市民協働行政システム等生涯学習推進体制の整備】
- 生涯にわたる学習活動を支援するために【交通安全の推進・生涯学習推進体制の整備】
- 人間の健康を大切にしたコミュニティづくりを行うために【生涯学習推進体制の整備・充実】
- 学校と地域の連携をすすめるために【生涯学習推進体制の整備・充実】
- 生涯学習推進体制の活用と効果的な運営をすすめるために【生涯学習推進体制の活用・推進・ネットワークの充実】

重点プロジェクト1 学びあう 絆で 育つ 人づくり

～人と人、人と団体、団体と団体をつなげる“絆”づくり事業～

さくら市には、豊かな知識や人生経験を持った人材が多く存在します。後期計画期間においても引き続き、地域の活力の源となる「人」づくりに取り組めます。

市民と行政は、協働しながら学習を行い、地域人材の発掘をはじめ、市民活動や生涯学習ボランティアなどの指導者を募集し、計画に高度なスキルを、活動の場と交流の機会を提供し「地域のマンパワー」に選抜し、「人と人の絆が深まる」まちづくりを目指します。

重点プロジェクトの方向性

まちづくりのリーダーとなる人材の発掘と育成のための取組を推進するとともに、活動の場を提供し、学びによる人と人、地域の理解を深めるための「絆」の再生と創出を目指します。

☆市民活動リーダーやコーディネーター養成事業の推進
☆市民活動団体やボランティア団体の交流の促進
☆生涯学習活動の場の充実と拡充
☆市民活動団体やボランティア団体の情報共有化と連携づくり
☆地域の“絆”づくりの推進

地域のマンパワー
様々な学習事業に協力、夢を掴むことができる地域住民などの人的資源のことをいいます。

重点プロジェクト2 さくらの和(輪) かきねを越える まちづくり

～施設と組織のバリエーション化を目指した全市生涯学習ゾーンの展開～

私たちの生活の中には、公共施設と民間施設のかきねや民間と団体の“かきね”などのバリエーションが少なからず存在します。

さくら市には、自然資源や歴史・文化的資源など豊かな生涯学習の施設群(ゾーン)が数多く存在します。後期計画期間でも、これらの資源を活用するとともに、市民のサークルやボランティア団体で活躍する人材とのネットワークを張り、市民と行政の協働により、生涯学習ネットワークの構築を目指します。

行政組織間の連携を図り、各部署が市民と協働した施策を推進するために必要な管理や学習をはじめ、指導者養成や市民団体等の支援をすすめる、生涯学習の推進を促します。

重点プロジェクトの方向性

施設や組織の“かきね”を結ぶ、全国的な生涯学習の推進体制を構築します。

☆市民・民間・行政の連携(市民協働)の推進
☆生涯学習ゾーン間の連携(マンパワーと地域の施設ゾーンの融合)
☆生涯学習施設(サテライト)拡大とネットワークの構築
☆人と人のバリエーション事業の促進(人権尊重の推進)

2 本計画を策定するにあたっての法律論的前提

第二次さくら市生涯学習推進計画を策定するにあたり大前提となるのは、さくら市生涯学習推進協議会答申「さくら市生涯学習推進計画〔第二次計画〕の在り方について」（平成28年12月）で出された意見について、可能な限り計画書に反映させることです。そして同時に、施策や事業について法的根拠がある場合には、それらを明らかにする必要があります。そこで、日本国憲法や教育基本法および学校教育法・社会教育法などの条文を踏まえて、生涯学習についての行政計画化を進める際の前提的事項を確認いたします。

（1）日本国憲法における「教育を受ける権利」

生涯学習に関する行政計画化を進めるにあたって、日本国憲法における「教育を受ける権利」を念頭に置く必要があります。

日本国憲法 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

一般に、「教育」といえば、子どもだけが対象となるように誤解されがちです。しかし、日本国憲法第26条に「すべて国民」と明記されているように、子どもだけでなく大人も含めて「教育を受ける権利」を有していることが忘れられてはなりません。

ここで注意しなければならないことは、「教育されること」と「教育を受けること」とを混同しないことです。よって、現憲法下で行政が「生涯教育」という言い方を用いた場合には、国民に対して「教育される義務」が課されているのでは決してなく、国民の「教育を受ける権利」を生涯にわたり保障しようとする考え方を示していることとなります。

ところで、私たちは、日々の生活を営む中で「学ぼうと意図しているわけでもないのに結果的に学習できていた」という経験を頻繁に味わっているはずで、たとえば、無我夢中で働いてきた日々を後から振り返ってみると、いろんな技術や経験を身につけていたと実感できることもあるでしょう。こうした「結果的に生じた学習」と対比して、何らかの目的や意図をもって自覚的に学習していかうとする活動については、「学習活動」という言い方で絞り込めます。「生涯学習」といった場合、偶発的で無意図的な学習も含まれますが、一般に行政が直に支援する対象は、意図的な営みたる「生涯学習活動」になります。

国民が学習活動を進めたり学習したりする手段には様々なものがありますが、その選択肢の一つとして「教育を受ける」という方法を選ぶことが可能です。これを踏まえ、さくら市民が生涯学習を進めていく上で、学校教育や社会教育などの何らかの形で「教育を受ける」という方法を選択する権利が憲法上で保障されていることを再確認しておきます。

なお、「(誰かから)教わる」という学習方法が、「教育を受けること」のすべてではありません。たとえば、大学教育を受けてよいという許可が出れば、教授陣に教えるを請うだけでなく、大学図書館を自由に使ったり、教室を借りて勉強会を開いたりするなどの自発的な学習機会を持つことができます。このように国民に「教育を受ける権利」が制度的に保障されていることにより、生涯学習を進める方法の選択肢が広がるというわけです。

(2) 教育基本法における「生涯学習の理念」

かつての教育基本法（昭和 22 年制定）の第 2 条の「教育の方針」として、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」と明記されていたように、以前から「生涯教育」につづじる考え方を読み取ることができていました。さらに、平成 18（2006）年 12 月に改正された教育基本法においては、「生涯学習の理念」という項目が新設され、単に「教育を受ける」という学習方法に限定されずに、生涯にわたって様々な形で「学習する」ことができるような豊かな社会を実現しようとする姿勢が明確に打ち出されました。

（生涯学習の理念）

教育基本法 第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

ここでは、その実現が求められる社会像として、「国民一人一人が学習できる」のみならず、「国民一人一人が学習成果を生かすことができる」という要件が示されています。よって、日本の生涯学習振興の理念は、「学習したら学習成果を生かす」と「適切に成果を生かしていけるように改めて学習を行う」との循環構造を基軸にして構築される社会の実現を目指しています。つまり、学習して得た成果を私的な範囲にとどめて宝の持ち腐れにせず、社会との関わりの中で発揮するというような形で、一人ひとりの国民が活躍していけるような状況が望ましいというわけです。

なお、平成 2（1990）年に「生涯学習」に関して初めて制定・施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（最近改正：平成 14 年 4 月）は、「この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定める」（第 1 条）と書かれているように、基本的に都道府県の責務を明らかにした法律であり、「生涯学習」に対する定義が明示されているわけではありませんが、以下に市町村の責務が示されています。

（市町村の連携協力体制）

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

第 11 条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

さくら市においても、栃木県や近隣市町をはじめとした関係機関や、大学などの関係団体等との連携協力体制を整備しながら、市民の生涯学習の振興に努めていきます。

(3) 「生涯学習振興の要」としての社会教育の法的位置づけ

社会教育が「生涯学習振興の要」としての役割を担うことが多かったという事実を重視し、社会教育に関する教育基本法の条文を踏まえ、行政の責務を再確認します。

(社会教育)

教育基本法 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

教育基本法（昭和22年制定、平成18年改正）では、「社会教育」は、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」というように、その目的を明らかにする方向で意味づけられ、「国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」ものとして位置づけられています。また、社会教育を振興する方法としては、「図書館、博物館、公民館」をはじめとした「社会教育施設」を設置する以外にも、「学校の施設」を利用するという選択肢も提案されています。いずれにせよ、さくら市にも、学習機会の提供のための創意工夫が求められているとみなせます。

他方で、社会教育法（昭和22年制定、平成28年改正）では、「社会教育」について、その範囲を明らかにする方向で定義されています。

(社会教育の定義)

社会教育法 第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

つまり、「社会教育法にいう社会教育」とは、「学校の教育課程として行われる教育活動」以外のものであり、「体育」や「レクリエーション」の活動も含めて、「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」を意味します。こうした活動を奨励することは、国や地方公共団体の任務として明確に法的に位置づけられています。

(国及び地方公共団体の任務)

社会教育法 第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

社会教育法第3条では、国や地方公共団体に「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ことを求めています。さらに、第3条第2項においては、生涯学習振興における重要な役割を社会教育に託していることを明らかにしています。

社会教育法 第3条

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。



市民大学



生涯学習推進に関する合同会議

(4)「生涯にわたり学習する基盤」を培うべき学校教育

教育基本法（昭和 22 年制定、平成 18 年改正）には、学習や人格形成が、人生の初期だけで完了するものではなく、それらが生涯にわたるものだという基本認識があります。

（幼児期の教育）

教育基本法 第 11 条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

この条文には、「幼児期の教育」が「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」という前提が明確に述べられています。

小学校・中学校・高等学校の時期においても、「人生の初期の時期は生涯学習の基礎を培う期間に相当する」という認識は共有されています。小学校についていえば、学校教育法（昭和 22 年制定、平成 28 年改正）では、第 29 条で「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする」と宣言した上で、それに続く第 30 条で、以下のように述べています。

学校教育法 第 30 条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

学校教育法第 30 条第 2 項は、小学校教育では、「生涯にわたり学習する基盤が培われる」という目的の達成のために、基礎的な知識や技能および応用力が鍵となるわけです。

また、第 30 条に続く第 31 条では、教育目標を十分に達成するための教育的手段として、体験的な学習活動を充実させることを求めています。その際、学校教育と社会教育との連携が必要になってくるという認識が示されています。

学校教育法 第 31 条 小学校においては、前条第 1 項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

なお、学校教育法第 30 条第 2 項や第 31 条で示された規定は、中学校（第 49 条）や高等学校（第 62 条）でも準用されます。「生涯にわたり学習する基盤」は、学校教育の鍵です。

(5)「家庭・学校・地域社会の連携」を促す生涯学習

子ども達に対する教育は、「生涯学習によるまちづくり」を進める上で重要な位置を占めます。というのは、子ども達が各地域で生き生きと遊んだり学んだりする姿は、まちの雰囲気の良い方向に醸し出すからです。そこで、教育の責任を学校だけに押しつけるのではなく、家庭・学校・地域社会が連携・協力しながら進めていくことが必要となる場面が出てきます。教育基本法が平成 18（2006）年に改正されてからは、「社会総がかりの教育」という視点が前面に打ち出されるようになりました。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

教育基本法 第 13 条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

また、社会教育法第 3 条 3 項でも、生涯学習振興につながる文脈で、社会教育が学校教育や家庭教育との連携を図ることが必要だと強調しています。

社会教育法 第 3 条

3 国及び地方公共団体は、第 1 項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

もちろん、家庭教育はあくまでも個々の家庭の私事的な営みであるため、行政は「家庭教育を支援すること」以上に立ち入ることはできませんが、教育基本法が改正されてからは、「家庭教育支援」が行政の役割として重視されるようになりました。

（家庭教育）

教育基本法 第 10 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

家庭によっては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」ということが法的に明示されていることが重荷になるかもしれません。各々の家庭が過重な負担感を感じないで済むためにも、家庭・学校・地域社会などが連携して子ども達の教育についての役割分担を進めていくことが大切です。

3 本計画との整合を図るべき教育計画等

さくら市が実施する施策について、国や栃木県が行う施策や事業を念頭に置きながら進めていくべき場面が出てきたり、そのほうが効果的・効率的であったりする可能性があります。そこで、何より「さくら市らしさ」を大切にしながら、国や栃木県から出された教育計画や生涯学習推進計画との整合を図るよう努めます。

(1) 国の「教育振興基本計画」との整合性

昭和 22 (1947) 年に制定・施行された教育基本法は、平成 18 (2006) 年にはじめて改正されました。教育行政面における現行教育基本法の最大の特徴は、国レベルでは「教育振興基本計画」の策定が義務づけられ、地方公共団体に対しても、この計画を参酌しながら教育振興基本計画を定めるような努力義務が課されたことです。

(教育振興基本計画)

教育基本法 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国では、「第 1 期教育振興基本計画」(平成 20 年度～平成 24 年度)と「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年度～平成 29 年度)との双方において、生涯学習の視点を大変重視してきました。第 1 期では、「基本的考え方」として、「横」の連携として「教育に対する社会全体の連携の強化」と、「縦」の接続として「一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」を目指すことが宣言されました。第 2 期では、「生涯学習に関する現状と課題」などについて反省的考察を加えた上で、「①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という 4 つの基本的方向性を示しました。いずれの政策目標も、学校教育に限定して教育課題を考えている域を出ない限り対応できないものばかりです。

現在、国では「第 3 期教育振興基本計画」(平成 30 年度～)を策定中であり、生涯学習がよりいっそう重視されることが予想されるので、第二次さくら市生涯学習推進計画を実施する中で整合を図る必要が出てくることでしょう。



第 1 期教育振興基本計画



第 2 期教育振興基本計画

(2) 栃木県の各種プランとの整合性

栃木県は、生涯学習振興については、全国的に名の知れた先進県です。実際、他県がややもすると学校教育の補足としてのみ社会教育を捉えており、行政が生涯学習を振興するという視点が極めて弱いのに比して、生涯にわたり学習する基盤を培うという視点に立って学校教育の理念を丁寧に構築したり、学校教育と社会教育との連携を積極的に進めたりするなど、理念的にも実践的にも注目すべき事柄が多々あります。栃木県の一部である本市としても、栃木県と連携協力することは、本市全体の生涯学習振興にとって有意義なので、栃木県で進められているプランとの整合を図ります。

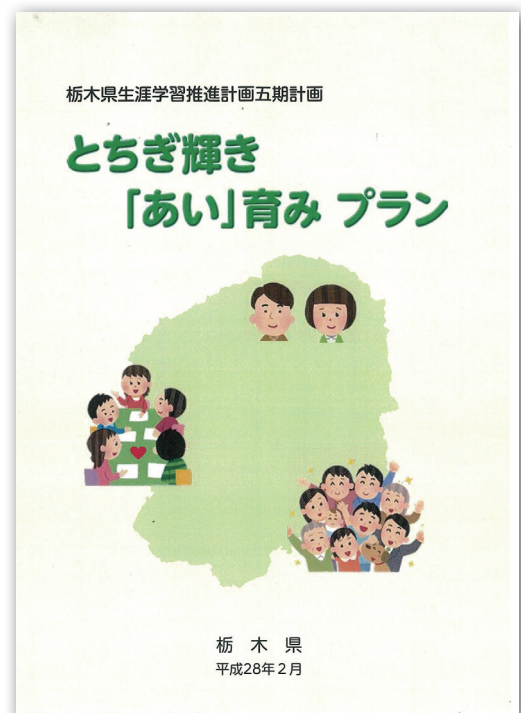
まず、「栃木県教育振興計画 2020 -教育ビジョンとちぎ-」（平成 28 年度～平成 32 年度）は、栃木県の教育行政分野における総合計画的な性格を有するものです。この計画は、基本理念として「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます」と掲げ、3つの基本目標として「①学びの基盤をつくる、②志を立て未来をつくる、③育ちあえる絆をつくる」を提示していますが、特に「①学びの基盤をつくる」で「生涯にわたって学び続ける力を育みます」と宣言している点では連携が図れそうです。また、15の基本施策として、「①確かな学びを育む教育の充実、②豊かな心を育む教育の充実、③豊かな体を育む教育の充実、④特別支援教育の充実、⑤幼児教育の充実、⑥自分の生き方を考える教育の充実、⑦地域についての理解を深める教育の充実、⑧伝統や文化に関する教育の充実、⑨グローバル化に対応した教育の充実、⑩社会に参画する力を育む教育の充実、⑪人権尊重の精神を育む教育の充実、⑫県民一人ひとりの生涯学習への支援、⑬学校・家庭・地域の連携による教育の充実、⑭地域全体で支える家庭教育への支援、⑮スポーツを通じた教育の充実」が示されて



教育ビジョンとちぎ

一人ひとりの生涯学習への支援」をはじめとして、第二次さくら市生涯学習推進計画と直接・間接に関係してくる施策が多々あります。

次に、さくら市が栃木県と直に連携するという意味では、「栃木県生涯学習推進計画 五期計画 とちぎ輝き『あい』育みプラン」（平成 28 年度～平成 32 年度）が重要です。この計画の基本目標は「ともに学び ともに“とちぎ”の未来をひらく人づくり」として設定されており、3つの視点として「①自立につながる生涯学習、②協働を進める生涯学習、③愛着や誇りを育む生涯学習」が提示されています。これらは、第一次さくら市生涯学習推進計画が目指してきたものと同じ方向を共有しており、第二次さくら市生涯学習推進計画と、理念的にも施策・事業的にも有益な連携協力体制を取れそうです。



とちぎ輝き『あい』育みプラン

第2節 本計画の基本的性格

1 計画化の目的

生涯学習は、一人ひとりの市民が自発的・主体的に行うことが基本であり、実際に活動を行うか否かも含めて、その選択はあくまでも市民に委ねられます。行政の役割とは、この選択可能性を保障するための各種の条件を整備することにより、市民の学習・学習活動を支援しながら、社会全体で生涯学習が振興されている状況を創造することです。

したがって、「生涯学習推進計画」という言い方をしている、「市民の生涯学習の支援」を推進することが意味されています。さくら市が主体となって生涯学習を計画化することの基本的な目的は、さくら市民の生涯学習についての条件を整備することにより、さくら市全体で生涯学習を振興することです。

とはいえ他方で、本計画は、生涯学習についての基本的・一般的・汎用的な事項を押さえるとともに、「さくら市らしさ」を前面に出しながら、まちづくりにもつながるような意味合いも持ったものになっています。そのため、本計画は、市民と行政が一体となり力を合わせて、知恵を出し合い汗をかきながら、「生涯学習によるまちづくり」が進められていく過程を大切にしたいという立場で策定しています。市民が学習の成果を生かしてまちづくりに参画する「市民主役の生涯学習によるまちづくり」に向けた総合的な推進体制を整備していきます。

本計画により目指す理想像とは、「さくら市に生まれ、さくら市で育ち、さくら市に暮らして本当によかった」と心から実感できる「人生」と「家庭」と「地域社会」とを実現することにあります。そして、それに向けた過程において、市民一人ひとりが、人生の各時期に学習活動を盛んに行い、学習を通して多くの人と交流をし、学習の成果を生かして活動することが望ましいと考えています。

2 計画の位置づけ

さくら市が策定する生涯学習推進計画は、「さくら市総合計画」の部門別計画として位置づきます。「第2次さくら市生涯学習推進計画」は、「第2次さくら市総合計画」（平成28年度～平成37年度）の部門別計画です。

第2次さくら市総合計画では、「まちづくりの基本理念」としては「持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心してくらするまちづくり」が明示され、「将来都市像」としては「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」が提案されています。第2次さくら市生涯学習推進計画の目指す方向性についても、これらに準じる形で基本構想レベルを計画化していきます。

なお、計画策定後に時代状況等に応じて次期計画等に反映すべきものが出てきた場合などについては、現総合計画との整合する範囲内において、新たな施策・事業を提案することといたします。

3 計画の範囲

本計画では、生涯学習を「生涯にわたる学習」や「生涯をかけた学習」と言い換える形で理解することが前提となります。そのため、生涯学習の内容が「生活の中の学習」として様々な分野に広がっていくこととなります。したがって、市民の生涯学習を支援することに関して、市民の生活全般に施策が及ぶことを考慮し、全庁的な推進体制を取るものとします。また、各部局が外部団体などと連携しながら生涯学習関連事業を進めている場合には、それらも視野に入れながら施策・事業を体系化します。

4 計画の期間

第二次さくら市生涯学習推進計画の期間は、10年間です。平成29（2017）年度を初年度とし、平成38（2026）年度を最終年度とします。また、本計画は、「前期計画」（平成29年4月～平成34年3月）と「後期計画」（平成34年4月～平成39年3月）とに分ける予定であり、後期計画については、改めて独立した冊子として発行する手はずにしています。

なお、本計画の前提を踏まえ、目的を検討し直したり、期待される効果が何かを随時検討したりするなどして、推進計画については微調整を行います。

総合計画	第1次さくら市総合計画 (H18～H27年度)			第2次さくら市総合計画 (H28～H37年度)								
	—	第一次さくら市生涯学習推進計画			第二次さくら市生涯学習推進計画								
推進計画	—	前期計画	後期計画	前期計画					後期計画				
	H18	H19～H23	H24～H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
年度	2006	2007～2011	2012～2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026

※「H」は「平成」を示す。